



厚生労働省から発表された 『「過労死等ゼロ」緊急対策』の内容

◆労働時間管理、メンタル対策がより重要に！

昨年12月下旬、厚生労働省から『「過労死等ゼロ」緊急対策』が発表されました。大手広告会社の一連の過労死事案等を受け、以下のように取組みが強化されることになりました。大きく分けると「平成29年から実施されるもの」と「平成29年度から実施されるもの」があり、これまでに以上に労働時間管理やメンタルヘルス対策、パワハラ等についての対策が重要となりますので、注意が必要です。

◆違法な長時間労働を許さない取組の強化

【平成29年より実施】

- (1) 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底
企業向けに新たなガイドラインを定め、労働時間の適正把握が徹底されます。
- (2) 長時間労働等に係る企業本社に対する指導
違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対して、全社的な是正指導が行われます。
- (3) 是正指導段階での企業名公表制度の強化
過労死等事案も要件に含めるとともに、一定要件を満たす事業場が2事業場生じた場合も公表の対象とするなど対象が拡大されます。

【平成28年度第4四半期に実施】

- (4) 三六協定未締結事業場に対する監督指導の徹底

◆メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化

【平成29年度より実施】

- (1) メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導
複数の精神障害の労災認定があった場合には、企業本社に対してパワハラ対策も含め個別指導が行われます。
- (2) パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底
メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際に、「パワハラ対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等も含め指導が行われます。
- (3) ハイリスクな方を見逃さない取組の徹底
長時間労働者に関する情報等の産業医への提供が義務付けられます。問題のある事業場については、都道府県労働局長が医師による緊急の面接等の実施を指示できる制度が整備されます。

◆社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化

【速やかに実施】

- (1) 事業主団体に対する労働時間の適正把握等について緊急要請

【平成29年度より実施】

- (2) 労働者に対する相談窓口の充実
- (3) 労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載

編集後記

立春を迎えてもまだまだ厳しい寒さが続いています。風邪などで体調を崩している方もいらっしゃるでしょうか。ご自愛ください。最低気温が氷点下であっても、徐々に日脚が長くなってきました。ゆっくり少しずつ聞こえてくる春の足音に耳を澄ませば、本当に次の季節が待ち遠しくなります。さて、東北ではまだ先の話ですが、関東より南ではもう既に梅が咲いていますね。仙台は、鶯の鳴き声と梅の開花がほぼ同時位ですが、今咲いている地域の方では、梅が咲くのは、冬のこの時期なんですよ。開花時期がこんなに違うとは、つくづく日本列島は南北に長いのだと感じます。今月の表紙は、亀戸天神・梅と太鼓橋 (by 花鳥様) です。東京都江東区亀戸の亀戸天神社、花の天神様とも呼ばれているそうで、ちょうど現在～3月5日まで梅祭りを開催中とのこと。新幹線一飛びで春に触れられる、つくづく今は良い時代ですね。

TOPIX

●妊娠を契機とした退職扱いは無効

東京地判立川支部判決 (2/3)

建築会社に勤めていた30代の女性が妊娠中に退職扱いとされ、会社に未払い賃金の支払いなどを求めていた訴訟で、東京地裁立川支部は「退職についての合意があったとは認められない」と判断し、未払い賃金および慰謝料(約250万円)の支払いを命じました。原告側弁護士によると、2014年の最高裁判決による基準(妊娠を理由とした降格は原則違法)を初めて適用した判決とのこと。

●外国人労働者が初めて100万人を突破 (1/27)

厚生労働省は、日本で働く外国人労働者の数(昨年10月時点)が108万3,769人(前年同期比19.4%増)となり、4年連続で増加したと発表しました。100万人を超えたのは初めてです。業種別では製造業が33万8,535人(全体の31.2%)、国別では中国が34万4,658人(同31.8%)で最多を占めました。

〔関連リンク〕

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

(平成28年10月末現在)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000148933.html>

●保険料率の改定について

社会保険料

【3月分保険料(4月末納付分)から変更】

- 健康保険料率：9.97% (折半で4.985%) 引上げ:宮城 9.85% (折半で4.925%) 引下げ:福島
- 介護保険料率：1.65% (折半で0.825%) 引上げ

【4月就労分から変更】

- 雇用保険料率：本人負担分0.3%・建設0.4%に引下げ

(話題)

長時間労働対策、健康管理、育児・介護・傷病との両立、同一賃金同一労働等、労務管理に関する話題が日々各方面で議論されています。効果的な施策として「PC強制シャットダウン」「ノー残業デーの実施」「強制消灯(その後、点灯不可)」「PCログ管理(タイムカードとPCログオフ時間かい離の把握)」「管理職による見回りや残業者への声掛け」「一斉消灯(その後、点灯可能)」「管理職への教育(時間管理)」「業務分担やフローの見直し」などが上位に挙がるそうです。ひとつひとつが深い課題なので、一朝一夕に解決するものではありませんが、年度末で忙しくなる季節を目前に、この時期だからこそ、事業所で何か一つ取り組んでみてはいかがでしょうか？(門田陽子)

Harmony通信 2017.02

#発行：2017年2月10日

#編集・構成：合同会社Harmony

Harmony司法書士事務所
Harmony社会保険労務士事務所
Harmony行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>